

平成 23 年 4 月

「多文化共生コミュニケーションサポーター」制度利用の手引き

財団法人岡山県国際交流協会

1. 多文化共生コミュニケーションサポーターについて

岡山県内の外国人登録者数は平成 21 年末現在で 23,145 人と県人口の 1.19% を占め、10 年前の約 1.5 倍となっています。このような外国人登録者数の増加を受け、財団法人岡山県国際交流協会（以下「協会」という。）では、外国人が安全で快適な生活を送ることができるよう、各種サポート体制の充実を目指しているところです。

協会では平成 22 年度から、言葉の壁による誤解等が生じやすい、学校現場での教師等と外国人児童・生徒、保護者とのコミュニケーション、行政機関窓口等での外国人と窓口担当者等とのコミュニケーション、医療機関等での医療関係者と外国人患者とのコミュニケーションの円滑化を目的として、通訳ボランティアとしてサポートしてくださる方を「多文化共生コミュニケーションサポーター」として登録し、各機関や外国人からの要請に応じて派遣しています。

※この制度は、平成 19 年から取り組んでいる「医療通訳ボランティア派遣事業」、平成 21 年度試験的に実施した「外国人とのコミュニケーション支援ボランティア派遣事業」をより利用しやすい制度となるよう統合したものです。

2. 実施期間

平成 23 年 4 月 11 日（月）～平成 24 年 3 月 17 日（土）

受付期間：上記期間中の月曜日～土曜日（但し、12 月 29 日（水）～1 月 3 日（月）を除く）

※事前の申請を原則とします。対応できる言語については、お問合せください。

※サポーターの調整ができない場合があります。

3. 依頼者の対象

県内の学校・教育委員会、行政機関、医療機関等及び県内在住の外国人。但し、各機関等と外国人双方でサポートが必要と認める場合は、外国人個人ではなく各機関等から申請を行ってください。

4. 多文化共生コミュニケーションサポーターの活動内容

通訳によるコミュニケーションのサポートを基本とし、専門的内容の通訳は対象外とします。

【派遣の対象となるもの】

（生活一般分野）

- ・学校等での教育関係者と保護者との意思疎通
保護者懇談、入学手続き等
- ・学校等での教育関係者と児童・生徒との意思疎通
入学オリエンテーション、個人面談等
- ・行政機関窓口等での行政機関関係者と外国人との意思疎通
市区町村役場等での各種手続き等

（医療分野）

- ・受診手続・保険適用等

- ・ 受診時の医師、患者間の意志疎通
- ・ 患者が検査を受ける際の手続・注意事項等
- ・ 検査結果
- ・ 薬の処方
- ・ 料金の支払い等
- ・ 看護師・栄養士等による栄養・健康等に関する指導
- ・ 検診
- ・ 入院の手続き・入院中の注意事項等
- ・ 入院患者と医療スタッフの意思の疎通
- ・ その他、医療等に関する事項

【派遣対象とならないもの】

(生活一般分野)

- ・ 授業補助、学習指導等の学習支援
- ・ 式典やイベント（運動会等）での通訳支援
- ・ 家庭訪問等、個人宅での通訳支援
- ・ 児童相談所、福祉事務所生活保護窓口等、専門的通訳が必要な箇所での通訳支援
- ・ 医療行為、診察等での医療通訳
- ・ その他、基本的学校生活、行政サービスの範囲を超えるもの

(医療分野)

- ・ 症状が重篤な場合
- ・ 重要な告知
- ・ 手術室での通訳

※多文化共生コミュニケーションサポーターは「通訳ボランティア」です。翻訳は行いません。また、外国人に代わって手続きを行ったり、関係者や関係機関に連絡を取る等の代行行為も行いません。

5. 派遣の申請方法

「多文化共生コミュニケーションサポーター派遣申請書（学校・行政機関等用）」又は同（医療機関等用）を協会に郵送、ファックス、または岡山国際交流センター1階情報相談コーナー窓口¹に直接提出してください。ただし、申請に際しては通訳の必要性を十分に確認し、必ず当該外国人に承諾を得た上で行ってください。また、活動の参考となる資料があれば、併せて提出をお願いします。

提出先：財団法人岡山県国際交流協会 企画情報課 情報班

（岡山国際交流センター 1階 情報相談コーナー） 担当：藤原、三宅、草野

〒700-0026 岡山市北区奉還町 2-2-1

TEL:086-256-2914 FAX:086-256-2489 E-mail:info@opief.or.jp

6. 派遣のながれ

- ①学校・行政機関・医療機関等は通訳の必要性を十分確認した上で、当該外国人に多文化共生コミュニケーションサポーターを付することに承諾を得る。
- ②協会に多文化共生コミュニケーションサポーター派遣申請書を提出する。
- ③協会がサポーター派遣の調整を行う。

- ④学校・行政機関・医療機関等でのサポーターの活動。サポーターの活動中は申請を行った事務担当者又は事情を把握している方 1 名が必ず立ち会ってください。また、必要に応じて事務的な補助をお願いします。ボランティアの 1 回の活動について、3 時間以内に終了するよう、調整を行ってください。
- ⑤終了後、速やかに協会に報告書を提出してください。

7. 費用負担について

依頼者（学校・行政機関・医療機関等、外国人）にサポーターの派遣に係る費用を負担して頂くことは原則ありません。サポーターの交通費、謝金等は協会が負担します。

8. その他

- ・多文化共生コミュニケーションサポーターと依頼主である各機関又は外国人が個人的な連絡先（住所、電話番号等）を交換することを禁じます。サポーターとの連絡が必要な場合は、必ず協会に連絡をしてください。継続しての活動を必要とする場合も、協会にその都度派遣申請を行ってください。
- ・通訳中、サポーターが辞書等での語彙の確認を行う場合や、語彙や制度の内容等についての説明を求めた場合は、積極的に協力してください。
- ・多文化共生コミュニケーションサポーターは、ボランティア通訳であり、プロの通訳ではありません。万一、通訳内容に関してトラブルが生じたり、それにより依頼者又は当該外国人が損害を被った場合も、協会及びサポーターは一切の責任を負いません。通訳内容について依頼主である各機関等及び外国人が責任を持つことを了解した上で、申請してください。